

介護に携わる関係者の皆さんへ

中国残留邦人等に 支援・相談員や自立支援通訳 を派遣する制度をご存じですか

中国残留邦人・樺太残留邦人（以下、中国残留邦人等といいます）は、平均年齢が70歳を超え、介護サービスを利用する機会が増えています。介護に携わる皆さまは、中国残留邦人等を支援するとき、日本語がうまく通じないなど困った経験はありませんか？

厚生労働省では、永住帰国した中国残留邦人等が、地域で安心して生活できるよう、中国語（またはロシア語）が堪能な**支援・相談員や自立支援通訳**などを各自治体に配置して、生活上の相談にのったり、公共機関のサービスを利用するときなどの日本語通訳を行っています（制度の詳細は裏面をご覧ください）。

介護の現場に支援・相談員や自立支援通訳などの派遣をご希望の場合は、お近くの自治体の担当課にご連絡ください。要件を満たした場合、自治体から支援・相談員や自立支援通訳などが派遣されます。



支援・相談員、自立支援通訳などの派遣の流れ



- この事業は国の委託費、補助金で実施しています。



◆中国残留邦人等とは…

戦後の混乱の中、中国や樺太に残留を余儀なくされた日本人を中国残留邦人等といいます。中国残留邦人等は、肉親と離別したり、長期にわたり中国や樺太に残留せざるを得なかつたことなど、筆舌に尽くせないご苦労を重ねた後、ようやく日本に帰国した方々です。永住帰国した中国残留邦人等はご家族を含め、現在、約2万人を数えます。

多くの方は中高年になって帰国したため、日本の教育を受ける機会がなく、日本語の習得にも困難がありました。そのために安定した職に就けず、懸命に努力しても老後の生活の備えが十分できなかつたり、地域にとけ込めず、日常の生活に支障をきたしているケースも少なくありません。

厚生労働省では、このような中国残留邦人等に各種の支援事業を行っています。

支援・相談員、自立支援通訳等派遣事業について

1. 支援・相談員

【事業内容】



地方自治体(または自治体の福祉事務所)に、中国残留邦人等に理解が深く、中国語(またはロシア語)ができる支援・相談員を配置し、中国残留邦人等のニーズに応じた助言などを行うことにより安心した生活が送れるよう支援します。

【支援対象者】

支援給付(※)を受給する中国残留邦人等本人と配偶者

(※)支援給付とは

世帯の収入が一定の基準に満たない中国残留邦人等ご本人とその配偶者に対し、その世帯の必要に応じて生活支援、住宅支援、医療支援、介護支援などを行うことにより、安心して生活していただくための制度です。

2. 自立支援通訳等

【事業内容】

中国残留邦人等の日常生活上の相談、公共機関のサービス利用時の通訳などを行うことにより、地域で安心した生活が送れるよう支援します。

○自立支援通訳

医療や健康相談を受けるとき、行政機関の援助を受けるときのように、正確な日本語が必要な場面に同行して、通訳業務を実施

○自立指導員

日常生活での諸問題についての相談・指導や、関係行政機関への連絡を行う

【支援対象者】

日本に国費または自費(国費相当者)により永住帰国した中国残留邦人等とその家族(同行入国世帯)

●自治体の事業実施状況により、派遣の依頼に対応できないこともありますので、お近くの自治体にご確認ください。